

## [事案 2024-369] 入院給付金支払等請求

・令和8年2月2日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年12月に睡眠時無呼吸症候群により入院（入院①）したため、令和5年10月に契約した医療保険（本契約）にもとづき入院給付金等を請求した。その後、令和6年9月に睡眠時無呼吸症候群により入院（入院②）したため、本契約にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除され、入院①にかかる給付金の返還を請求された。しかし、以下等の理由により、入院①の入院給付金等の返還請求を無効として、入院②の入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和5年9月頃、複数の保険に加入している方が何かあったときに安心である等から、複数の保険加入をすることとして、本契約や他社の保険契約の申込みをした。
- (2) 入院①の結果、寝方を工夫したりしながら経過観察をすることとなったが、その後の検査の数字があまり改善しなかったことから、再度検査入院をすることとなり、入院②を行った。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和5年10月当時、本契約を含め保険会社6社6件の医療保険に加入していた。
- (2) 当社は、申立人の他社契約を含めた入院一時金の合計額が極めて高額であり、重大事由による解除事由「給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき」に該当すると判断し、本契約を解除した。
- (3) 約款では、重大事由が生じたときから解除までの間に、給付金の支払事由が発生したときには給付金を支払わないとの定めがあり、また、重大事由が生じたときから解除までの間に、給付金の支払事由が発生し、既に給付金を支払っていた時は、その返還を請求する旨を規定している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。

(3) かしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。